

新	旧
約款・規定集	約款・規定集
目 次	目 次
○最良執行方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	○最良執行方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
○募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針・・・・ 5	○募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針・・・・ 5
証券取引約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	証券取引約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
保護預り約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33	保護預り約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
外国証券取引アカウント約款・・・・・・・・・・ 38	外国証券取引アカウント約款・・・・・・・・・・ 38
信用取引口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・ 56	信用取引口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
<u>外国株式信用取引口座約款・・・・・・・・・・ 66</u>	<u>(新設)</u>
株式等振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・ 74	株式等振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・ 62
特定管理口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・ 96	特定管理口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款・・・・ 98	特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款・・・・ 86
非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款・・・ 101	非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款・・・・ 89
未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款・・・・ 111	未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款・・・・ 99
最良執行方針	最良執行方針
(内容省略)	(内容省略)
募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針	募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針
(内容省略)	(内容省略)

証券取引約款	証券取引約款
(第1条～ 省略)	(第1条 省略)
第2条（金融商品の取引） 1. お客様は、本サービスを利用し、有価証券の保護預り取引、国内証券取引、外国証券取引、信用取引、<u>外国株式信用取引</u>、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済口座取引、又はそれらを組み合わせた取引等（以下、「本取引」といいます。）を行うことができます。 （以下、省略）	第2条（金融商品の取引） 1. お客様は、本サービスを利用し、有価証券の保護預り取引、国内証券取引、外国証券取引、信用取引、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済口座取引、又はそれらを組み合わせた取引等（以下、「本取引」といいます。）を行うことができます。 （以下、省略）
(第3条～第5条 省略)	(第3条～第5条 省略)
第6条（アカウント登録及び本サービスの利用） 1. お客様は、本サービス及び本取引の内容を十分に理解し、本約款に記載されている事項及びその他当社の定める約款・規則（保護預り約款、外国証券取引アカウント約款、信用取引口座約款、<u>外国株式信用取引口座約款</u>及び振替決済口座管理約款等）等（以下、「本約款等」といいます。）に同意の上、当社が提供するウェブ上の登録フォームに必要事項を入力し、当社所定の本人確認書類及びマイナンバー確認書類を添えて、当社に対してアカウント登録の申込みを行います。お客様は、当社がこれを承諾した場合に限り、本サービスを利用することができます。ただし、ウェブ上の登録フォームに代えて当社所定の申込書に必要	第6条（アカウント登録及び本サービスの利用） 1. お客様は、本サービス及び本取引の内容を十分に理解し、本約款に記載されている事項及びその他当社の定める約款・規則（保護預り約款、外国証券取引アカウント約款、信用取引口座約款及び振替決済口座管理約款等）等（以下、「本約款等」といいます。）に同意の上、当社が提供するウェブ上の登録フォームに必要事項を入力し、当社所定の本人確認書類及びマイナンバー確認書類を添えて、当社に対してアカウント登録の申込みを行います。お客様は、当社がこれを承諾した場合に限り、本サービスを利用することができます。ただし、ウェブ上の登録フォームに代えて当社所定の申込書に必要事項を記入して利用申込みを行

事項を記入して利用申込みを行い、かつ当社がこれを承諾した場合、アカウント登録及び本サービスの利用開始を認める場合があります。 2. お客様は、各種契約締結前交付書面及び本約款等の各条項を確認し、同意した上で前項の申込みを行うものとし、前項の申込があった場合には本約款等に同意したものとみなします。申込にあたっては、以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。 《個人のお客様の場合》 (内容省略) 《法人のお客様の場合》 (1)～(2) 省略 <u>(3)資本金の額が 500 万円以上あり、設立から 1 年以上経過していること。</u> <u>(以下、番号繰り下げ)</u> <u>((4)～(15) 省略)</u> 3. アカウント登録の諾否は、当社が当社の審査基準に基づき判定するものとし、本約款等に基づき、お客様は当社が本取引アカウントの登録を承諾した場合に限り、下記取引を行うことができます。 (1) 保護預り取引 (2) 国内証券取引 (3) 外国証券取引 (4) 信用取引 <u>(5) 外国株式信用取引</u> (6) 振替決済口座取引 (7) 前項各号を組み合わせた取引 (以下、省略)	い、かつ当社がこれを承諾した場合、アカウント登録及び本サービスの利用開始を認める場合があります。 2. お客様は、各種契約締結前交付書面及び本約款等の各条項を確認し、同意した上で前項の申込みを行うものとし、前項の申込があった場合には本約款等に同意したものとみなします。申込にあたっては、以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。 《個人のお客様の場合》 (内容省略) 《法人のお客様の場合》 (1)～(2) 省略 <u>(新設)</u> <u>((3)～(14) 省略)</u> 3. アカウント登録の諾否は、当社が当社の審査基準に基づき判定するものとし、本約款等に基づき、お客様は当社が本取引アカウントの登録を承諾した場合に限り、下記取引を行うことができます。 (1) 保護預り取引 (2) 国内証券取引 (3) 外国証券取引 (4) 信用取引 <u>(新設)</u> (5) 振替決済口座取引 (6) 前項各号を組み合わせた取引 (以下、省略)
--	--

(第7条～第11条 省略) <u>第11条の2 (信用取引)</u> <u>1. お客様が第6条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、信用取引口座が開設されます。</u> <u>2. 信用取引については、当社「信用取引口座約款」の定めに従い取扱うものとします。</u> <u>第11条の3 (外国株式信用取引)</u> <u>1. お客様が第6条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、外国株式信用取引口座が開設されます。</u> <u>2. 外国株式の信用取引については、当社「外国株式信用取引口座約款」の定めに従い取扱うものとします。</u> (第12条～第37条 省略) 第38条 (電子交付) 1. 当社は、お客様に対し提供する金融商品取引法に規定される各種交付書面について、書面交付に代えて府令に定める電磁的方法によって交付（以下、「電子交付」といいます。）することができるものとします。当社は、お客様が本約款の同意をもって電子交付を承諾したものととして、次の各号の定めるところによって電子交付を行うものとします。 ((1). 省略) (2)当社は、次に掲げる交付書面を電子交付によって提供することがで	(第7条～第11条 省略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (第12条～第37条 省略) 第38条 (電子交付) 1. 当社は、お客様に対し提供する金融商品取引法に規定される各種交付書面について、書面交付に代えて府令に定める電磁的方法によって交付（以下、「電子交付」といいます。）することができるものとします。当社は、お客様が本約款の同意をもって電子交付を承諾したものととして、次の各号の定めるところによって電子交付を行うものとします。 ((1). 省略) (2)当社は、次に掲げる交付書面を電子交付によって提供することがで
---	--

きるものとしてします。 イ) 契約締結前交付書面 ロ) 取引報告書（契約締結時交付書面） ハ) 取引残高報告書・包括再担保同意明細書 ニ) 目論見書 ホ) 特定口座年間取引報告書 ヘ) 外国証券取引報告書（契約締結時交付書面） ト) 配当金等のお知らせ（兼支払通知書） チ) 利金・償還金のお知らせ（兼支払通知書） リ) 信用取引新株権利処理のお知らせ ヌ) 信用取引配当落調整額のお知らせ <u>ル) 外国株式信用取引新株権利処理のお知らせ</u> <u>ヲ) 外国株式信用取引配当落調整額のお知らせ</u> <u>ワ)</u> 預り証券についてのお知らせ <u>カ)</u> 増減資等に係る発行株式のお知らせ <u>ヨ)</u> 外国証券に関するお知らせ（外国債券利金） <u>タ)</u> 非課税口座廃止通知書 <u>レ)</u> 非課税管理勘定廃止通知書 <u>ソ)</u> 未成年者口座廃止通知書 <u>ツ)</u> 公開買付説明書 <u>ネ)</u> 公開買付けによる買付け等の通知書 （以下、省略） （第 39 条～第 44 条 省略）	きるものとしてします。 イ) 契約締結前交付書面 ロ) 取引報告書（契約締結時交付書面） ハ) 取引残高報告書・包括再担保同意明細書 ニ) 目論見書 ホ) 特定口座年間取引報告書 ヘ) 外国証券取引報告書（契約締結時交付書面） ト) 配当金等のお知らせ（兼支払通知書） チ) 利金・償還金のお知らせ（兼支払通知書） リ) 信用取引新株権利処理のお知らせ ヌ) 信用取引配当落調整額のお知らせ <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>ル)</u> 預り証券についてのお知らせ <u>ヲ)</u> 増減資等に係る発行株式のお知らせ <u>ワ)</u> 外国証券に関するお知らせ（外国債券利金） <u>カ)</u> 非課税口座廃止通知書 <u>ヨ)</u> 非課税管理勘定廃止通知書 <u>タ)</u> 未成年者口座廃止通知書 <u>ツ)</u> 公開買付説明書 <u>ネ)</u> 公開買付けによる買付け等の通知書 （以下、省略） （第 39 条～第 44 条 省略）
--	--

第 45 条（期限の利益の喪失） 1. お客様について次の各号に定める事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対する債務について当然に期限の利益を失い、当社は、当社の任意によりお客様の保護預かり有価証券の売却、建玉の決済及び代用有価証券の売却ができるものとします。 (1) 支払いの停止、私的整理手続き又は破産<u>手続開始</u>、民事再生手続<u>開始、会社更生手続開始</u>若しくは特別清算手続開始の申立があったとき。 (2) <u>電子交換所又は電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第 2 条第 2 項に規定する電子債権記録機関</u>の取引停止処分を受けたとき。 (3) お客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権のいずれかについて、仮差押、保全差押<u>若しくは差押の命令、通知が發送されたとき、</u>競売手続の開始があったとき、又は滞納処分が行われたとき。 （以下、省略） （第 46 条～第 47 条 省略） 第 48 条（解約時の手続き） 1. 当社が、前条の定めによりお客様との本取引提供に係る契約を解約する場合の手続きは、以下の定めにより行うものとします。 (1) 当社がお客様よりお預かりしている金銭（外貨を含<u>みます。</u>）や有	第 45 条（期限の利益の喪失） 1. お客様について次の各号に定める事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対する債務について当然に期限の利益を失い、当社は、当社の任意によりお客様の保護預かり有価証券の売却、建玉の決済及び代用有価証券の売却ができるものとします。 (1) 支払いの停止、私的整理手続き又は破産、会社更生手続、民事再生手続若しくは特別清算手続き開始申立があったとき。 (2) <u>手形</u>交換所の取引停止処分を受けたとき。 (3) お客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権のいずれかについて、仮差押、保全差押、差押若しくは競売手続の開始があったとき、又は滞納処分が行われたとき。 （以下、省略） （第 46 条～第 47 条 省略） 第 48 条（解約時の手続き） 1. 当社が、前条の定めによりお客様との本取引提供に係る契約を解約する場合の手続きは、以下の定めにより行うものとします。 (1) 当社がお客様よりお預かりしている金銭（外貨を含<u>む</u>）や有価証
---	---

価証券等につきましては、当社の任意の方法によりお客様に返還するものとします。 (以下、省略) (第 49 条～第 55 条 省略) 以上 <u>令和 7 年 4 月 28 日 改訂</u> 保護預り約款 (内容省略) 外国証券取引アカウント約款 第 1 条 (約款の趣旨) (1. 省略) 2. お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下、「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含みます。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下、「外国取引」といいます。）、外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下、「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券のアカウントに記載又は記録される数量の管理を含みます。以下同じ。）	券等につきましては、当社の任意の方法によりお客様に返還するものとします。 (以下、省略) (第 49 条～第 55 条 省略) 以上 保護預り約款 (内容省略) 外国証券取引アカウント約款 第 1 条 (約款の趣旨) (1. 省略) 2. お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下、「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含みます。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下、「外国取引」といいます。）、外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下、「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券のアカウントに記載又は記録される数量の管理を含みます。以下同じ。）
--	--

の委託については、本約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、上記の国内委託取引及び外国取引については、信用取引<u>（外国株式信用取引（金融商品取引法第 156 条の 24 第 1 項に規定する信用取引のうち、当社がお客様に国内において信用を供与して行う外国の金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理であつて、現地取次証券業者（金融商品取引法第 58 条に規定する外国証券業者のうち、外国の金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理を行う相手方をいいます。）から当社又はお客様が信用の供与を受けないものをいいます。以下同じ。）を除きます。）</u>に係る売買及び信用取引<u>（外国株式信用取引を除きます。）</u>により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。 （第 2 条 省略） 第 3 条（遵守すべき事項） 1. お客様は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下、「当該取引所」といいます。）、日本証券業協会及び決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいいます。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券に係る預託機関をいいます。以下同じ。）が所在する国又は地域（以下、「国等」といいます。）の諸法令及び慣行等に関し、当社から<u>指導</u>のあったときは、その<u>指導</u>に従うものとします。	の委託については、本約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、上記の国内委託取引及び外国取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。 （第 2 条 省略） 第 3 条（遵守すべき事項） 1. お客様は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下、「当該取引所」といいます。）、日本証券業協会及び決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいいます。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券に係る預託機関をいいます。以下同じ。）が所在する国又は地域（以下、「国等」といいます。）の諸法令及び慣行等に関し、当社から<u>通知</u>のあったときは、その<u>通知</u>に従うものとします。
--	---

第4条（外国証券の混合寄託等） （1. 省略） 2. 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振替、当該数量を記載又は記録するものとします。 （以下、省略） （第5条～第7条 省略） 第8条（配当等の処理） 1. 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含みます。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な所有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な所有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含みます。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。 （（1）省略） （2）株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等にお	第4条（外国証券の混合寄託等） （1. 省略） 2. 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振替、当該数量を記載又は記録するものとします。 （以下、省略） （第5条～第7条 省略） 第8条（配当等の処理） 1. 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な所有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な所有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。 （（1）省略） （2）株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等にお
---	---

いて課せられるものを<u>含みます</u>。以下同じ。) が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含みます。以下同じ。) の場合は、次のイ) 又はロ) に定める区分に従い、当該イ) 又はロ) に定めるところにより、取り扱います。 (以下、省略) 第9条 (新株予約権等その他の権利の処理) 1. 寄託証券等に係る新株予約権等 (新たに外国株券等の割当てを受ける権利をい<u>います</u>。以下同じ。) その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。 (以下、省略) (第10条～第23条 省略) <u>第24条 (外国株式信用取引の処理)</u> <u>1. 第2条の規定にかかわらず、お客様が当社との間で行う外国株式信用取引に関しては、当社から貸付けを受けた金銭及び有価証券、委託保証金、外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国株式信用取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国株式信用取引口座」により処理します。</u> <u>また、前条までの規定のうち、「本アカウント」とあるのは、外国株式信用取引に関する事項については、「外国株式信用取引口座」と読み替</u>	いて課せられるものを<u>含む</u>。以下同じ。) が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含みます。以下同じ。) の場合は、次のイ) 又はロ) に定める区分に従い、当該イ) 又はロ) に定めるところにより、取り扱います。 (以下、省略) 第9条 (新株予約権等その他の権利の処理) 1. 寄託証券等に係る新株予約権等 (新たに外国株券等の割当てを受ける権利をい<u>う</u>。以下同じ。) その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。 (以下、省略) (第10条～第23条 省略) <u>(新設)</u>
--	---

11

<u>源泉徴収税額（税法上配当収入とみなされる金額に対する源泉徴収税額を含みます。）相当分を控除した額の金銭を支払うものとしします。</u> <u>(2) 当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在に外国株式信用取引に係る有価証券の貸付けを受けている場合は、当該銘柄に係る株主に交付される配当等の金額を徴収するものとしします。</u> <u>(3) 外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた外国株券等（以下「委託保証金代用有価証券」といいます。）のうち、寄託証券等に係る配当等については、第 8 条の規定を準用するものとしします。</u> <u>(4) 委託保証金代用有価証券のうち前号に定める有価証券以外の有価証券に係る配当等については、第 19 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号の規定を準用するものとしします。</u> <u>(5) 外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券のうち前 2 号に定める有価証券以外の有価証券に係る配当等については、当社の定める方法により処理することとしします。</u> <u>第 27 条（代用有価証券に係る議決権の行使）</u> <u>1. 委託保証金代用有価証券のうち、寄託証券等に係る株主総会における議決権については、第 11 条または第 12 条の規定を準用するものとしします。</u> <u>なお、お客様は、当社が外国株式信用取引として貸し付けた金銭でお客様が買い付けた有価証券の議決権を有しないものとしします。</u> <u>2. 委託保証金代用有価証券のうち前項に定める有価証券以外の外国株券等に係る株主総会における議決権については、第 19 条第 6 号の規定を準用するものとしします。</u>	<u>(新設)</u>
---	--------------------

<u>3. 外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券のうち前2項に定める有価証券以外の有価証券に係る株主総会における議決権については、当社の定める方法により処理することとします。</u> <u>第28条（代用有価証券に係る株主総会の書類等の送付等）</u> <u>1. 委託保証金代用有価証券のうち、寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除きます。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあつては所有者）の権利又は利益に関する諸通知については、第13条の規定を準用するものとします。</u> <u>2. 委託保証金代用有価証券のうち、前項に定める有価証券以外の外国株券等の発行者から交付される当該外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者）の権利又は利益に関する諸通知については、第21条の規定を準用するものとします。</u> <u>3. 外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券のうち前2項に定める有価証券以外の有価証券に係る第20条第1項各号又は第2項に規定する諸通知については、当社の定める方法により通知することとします。</u>	<u>（新設）</u>
---	--------------------

<u>第 29 条（外国株式信用取引の売買注文の執行地及び執行方法の指示）</u> <u>1. 第 14 条の規定にかかわらず、お客様の当社に対する外国株式信用取引に係る売買注文の執行地及び執行方法については、当社が指定する方法により行うものとします。</u>	(新設)
<u>第 30 条（外国株式信用取引の注文の執行及び処理）</u> <u>1. 第 15 条の規定にかかわらず、外国株式信用取引の売買注文は、次の各号に定めるところによります。</u> <u>(1) 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。</u> <u>(2) 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。</u> <u>(3) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様あてに契約締結時交付書面等を交付します。</u>	(新設)
<u>第 31 条（外国株式信用取引に係る受渡日等）</u> <u>1. 外国株式信用取引に係る取引成立後の受渡し等の処理については、第 16 条の規定を準用するものとします。</u> <u>2. 外国株式信用取引に係る委託保証金及び外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れる有価証券の受渡しは、当社が定めた期間内に行うものとします。</u>	(新設)
<u>第 32 条（外国株式信用取引に係る権利の処理）</u> <u>1. 委託保証金代用有価証券のうち寄託証券等の権利の処理については、第 8 条及び第 9 条の規定を準用するものとします。</u> <u>2. 委託保証金代用有価証券のうち前項に定める有価証券以外の有価証</u>	(新設)

<u>券の権利の処理については、第 19 条の規定を準用するものとします。</u> <u>3. 外国株式信用取引における買付有価証券及び当社から貸付けを受けた有価証券につき、剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合における当該権利の処理については、当社の定める方法により処理することとします。</u>	
<u>第 33 条（諸通知）</u> <u>1. 当社は、外国株式信用取引の残高のある有価証券につき、お客様に次の通知を行います。</u> <u>(1) 募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知</u> <u>(2) 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知</u> <u>(3) 合併その他重要な株主総会議案に関する通知</u>	<u>(新設)</u>
<u>第 34 条（発行者からの諸通知等）</u> <u>1. 外国株式信用取引の残高のある有価証券の発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から 3 年間保管し、閲覧に供します。ただし、お客様が交付を希望した場合は、お客様に交付します。</u> <u>2. 前項ただし書により、お客様あての通知書及び資料等の送付に要した実費は、その都度お客様が当社に支払うものとします。</u>	<u>(新設)</u>
<u>第 35 条（外国株式信用取引に係る諸料金等）</u> <u>1. 外国株式信用取引に関する借入金に対する利子及び借入有価証券に対するその他の料金を第 16 条第 2 号に定める受渡期日までにお客様が</u>	<u>(新設)</u>

<u>当社に支払うものとし、その場合の金銭の授受等については、第 23 条の規定に従うものとします。</u> <u>第 36 条（外国株式信用取引に係る取引残高報告書の交付）</u> <u>1. お客様は、外国株式信用取引の残高のある有価証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を第 38 条の規定に準じて定期的に受けるものとします。</u> <u>第 37 条（外国株式信用取引に係る口座管理料）</u> <u>1. お客様は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、外国株式信用取引口座に係る口座管理料を当社に支払うものとします。</u> <u>（以下、番号繰り下げ）</u> （第 38 条～第 48 条 省略） 以上 令和 7 年 4 月 28 日 改訂 附則 外国証券にかかる企業内容等の開示について （内容省略） 信用取引口座約款	<u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （第 24 条～第 34 条 省略） 以上 附則 外国証券にかかる企業内容等の開示について （内容省略） 信用取引口座約款
--	--

(第1条 省略) 第2条 (信用取引口座開設の申し込み) 1. お客様は、次の各号の要件をすべて満たし、信用取引の節度ある利用が行えるお客様に限り、信用取引口座開設の申し込みを行うことができます。 《個人のお客様の場合》 (内容省略) 《法人のお客様の場合》 ((1)～(2) 省略) (3)資本金の額が500万円以上あり、設立から1年以上経過していること。 (以下、省略) (第3条～第10条 省略) 第11条 (代用有価証券の取扱い) 1. お客様は、当社が代用有価証券として不適格と判断したものを除き、当社でお預かりするお客様の株券、ETF (上場投資信託)、REIT (不動産投資信託) 及びETN (上場投資証券) (この項において、これらを総称して「株券等」といいます。) <u>であって</u>、国内の取引所金融商品市場に上場されている株券等 <u>及び</u> アメリカ合衆国に所在する適格外国金融商品市場に上場されている株券等はお客様の指示により代用有価証券として差し入れるものとします。	(第1条 省略) 第2条 (信用取引口座開設の申し込み) 1. お客様は、次の各号の要件をすべて満たし、信用取引の節度ある利用が行えるお客様に限り、信用取引口座開設の申し込みを行うことができます。 《個人のお客様の場合》 (内容省略) 《法人のお客様の場合》 ((1)～(2) 省略) (3)資本金が500万円以上であること。 (以下、省略) (第3条～第10条 省略) 第11条 (代用有価証券の取扱い) 1. お客様は、当社が代用有価証券として不適格と判断したものを除き、当社でお預かりするお客様の株券、ETF (上場投資信託)、REIT (不動産投資信託) 及びETN (上場投資証券) (この項において、これらを総称して「株券等」といいます。) <u>について</u>、国内の取引所金融商品市場に上場されている株券等は <u>すべて代用有価証券として差し入れるものと</u> <u>し</u>、アメリカ合衆国に所在する適格外国金融商品市場に上場されている株券等はお客様の指示により代用有価証券として差し入れるものとします。
---	---

(以下、省略) 第 12 条 (最低必要保証金の維持) ((1) 省略) 2. 引け後に前項の計算を行い、受入保証金の額が最低必要保証金を下回っているにもかかわらず未約定の現物<u>買い</u>注文及び信用新規建注文が存在する場合、翌営業日の寄付前に当該注文は取り消されます。 (第 13 条～第 14 条 省略) 第 15 条 (返済注文、返済期日) 1. お客様は、買建を行った場合、返済期日の前営業日までに売返済(転売)又は品受をしていただきます。また、売建を行った場合、返済期日の前営業日までに買返済(買戻)又は品渡をしていただきます。なお、当社では、返済注文は全て建玉を指定していただきます。約定した後に指定した建玉を変更することはできません。 ((1)～(2) 省略) (3) 品渡 「品渡」とは、売建玉に対する貸付株券等に現物株式等を充当することにより、売付代金を受け取ることをいいます。売付代金は、「売建値×品渡数－諸費用」となります。品渡は、当社に売建と同銘柄の現物株式の預かりがある場合に、その預かり数量の範囲内で行うことができます。なお、「DMM FX」アカウント<u>又は外国株式信用取引口座</u>に代用有価証券として差し出している現物株式等は品渡することができません。 (以下、省略)	(以下、省略) 第 12 条 (最低必要保証金の維持) ((1) 省略) 2. 引け後に前項の計算を行い、受入保証金の額が最低必要保証金を下回っているにもかかわらず未約定の現物<u>新規建</u>注文及び信用新規建注文が存在する場合、翌営業日の寄付前に当該注文は取り消されます。 (第 13 条～第 14 条 省略) 第 15 条 (返済注文、返済期日) 1. お客様は、買建を行った場合、返済期日の前営業日までに売返済(転売)又は品受をしていただきます。また、売建を行った場合、返済期日の前営業日までに買返済(買戻)又は品渡をしていただきます。なお、当社では、返済注文は全て建玉を指定していただきます。約定した後に指定した建玉を変更することはできません。 ((1)～(2) 省略) (3) 品渡 「品渡」とは、売建玉に対する貸付株券等に現物株式等を充当することにより、売付代金を受け取ることをいいます。売付代金は、「売建値×品渡数－諸費用」となります。品渡は、当社に売建と同銘柄の現物株式の預かりがある場合に、その預かり数量の範囲内で行うことができます。なお、「DMM FX」アカウントに代用有価証券として差し出している現物株式等は品渡することができません。 (以下、省略)
---	---

(第 16 条～第 32 条 省略) 以上 令和 7 年 4 月 28 日 改訂 <u>外国株式信用取引口座約款</u> <u>第 1 条 (約款の趣旨)</u> <u>1. この外国株式信用取引口座約款 (以下、「本約款」といいます。)</u> <u>は、お客様が株式会社 DMM. com 証券 (以下、「当社」といいます。)</u> <u>のイ</u> <u>ンターネット等を利用したオンライントレード取引サービスのうち、外</u> <u>国株式信用取引に関するサービス (以下、「本サービス」といいます。)</u> <u>を利用される際の取り扱いを定めるものです。</u> <u>2. 本約款に定めのない事項は、証券取引約款、外国証券取引約款その</u> <u>他当社約款又は取引ルールのほか、法令・諸規則及び「外国株式信用取</u> <u>引口座設定約諾書」の定め等を遵守するものとします。</u> <u>第 2 条 (外国株式信用取引口座開設の申し込み)</u> <u>1. お客様は、次の各号の要件をすべて満たし、外国株式信用取引の節</u> <u>度ある利用が行えるお客様に限り、外国株式信用取引口座開設の申し込</u> <u>みを行うことができます。</u> <u>《個人のお客様の場合》</u> <u>(1) 証券取引約款第 6 条第 2 項の基準を満たしていること。</u>	(第 16 条～第 32 条 省略) 以上 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
---	---

(2) <u>当社証券アカウントおよび信用取引口座を登録済であること（未成年者口座を除きます。）。</u> (3) <u>100 万円以上の金融資産をお持ちであること。</u> (4) <u>株式現物取引、又は株式信用取引のご経験がある、あるいは、先物・オプション・外国為替証拠金取引のご経験があり、かつ信用取引に関するご見識があること。</u> (5) <u>外国株式信用取引の仕組み、外国株式信用取引のリスク及び当社の外国株式信用取引について理解し、本約款、「外国株式信用取引口座設定約諾書」、「外国株式信用取引の契約締結前交付書面」及び当社の外国株式信用取引ルールの内容を承諾していること。</u> (6) <u>本約款、契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、取引残高報告書、保証金の受領に係る書面その他法令規則上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法によりご承諾いただけること。</u> (7) <u>「外国株式信用取引口座設定約諾書」を電磁的方法により差し入れていただけること。</u>	
《法人のお客様の場合》 (1) <u>証券取引約款第 6 条第 2 項の基準を満たしていること。</u> (2) <u>当社証券アカウントおよび信用取引口座を登録済であること。</u> (3) <u>資本金の額が 500 万円以上あり、設立から 1 年以上経過していること。</u> (4) <u>法人として株式現物取引、又は株式信用取引のご経験がある、あるいは、先物・オプション・外国為替証拠金取引のご経験があり、かつ信用取引に関するご見識があること。</u>	

(5) <u>外国株式信用取引の仕組み、外国株式信用取引のリスク及び当社の外国株式信用取引について理解し、本約款、「外国株式信用取引口座設定約諾書」、「外国株式信用取引の契約締結前交付書面」及び当社の外国株式信用取引ルールの内容を承諾していること。</u> (6) <u>本約款、契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、保証金の受領に係る書面その他法令規則上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法によりご承諾いただけること。</u> (7) <u>「外国株式信用取引口座設定約諾書」を電磁的方法により差し入れていただけること。</u> 2. <u>当社は、前項各号の要件をすべて満たしている場合に限りお客様の外国株式信用取引口座開設の申込みを受理するものとし、当該申込みに対し外国株式信用取引口座開設の可否を審査するものとします。</u> 3. <u>前項の審査の結果、当社が外国株式信用取引口座開設を承諾した場合に限り、外国株式信用取引口座が開設され、お客様は本サービスを利用することができるものとします。なお、審査の結果、当社が外国株式信用取引口座の開設ができないと判断した場合、当該外国株式信用取引口座開設をお断りし、その旨を通知いたします。</u> 4. <u>当社は、第2項の審査の内容について、外国株式信用取引口座開設の可否にかかわらず、一切開示を行わないものとします。</u> <u>第3条（有価証券及び取引の種類）</u> 1. <u>お客様が外国株式信用取引を行える有価証券及び取引の種類は、当社が別途定めるものとします。</u>	<u>(新設)</u>
---	--------------------

<u>第4条（取引数量）</u> <u>1. お客様が外国株式信用取引により有価証券の買付又は売付の取引注文を行える数量は、当社が別途定めるものとします。</u>	<u>（新設）</u>
<u>第5条（対象銘柄）</u> <u>1. お客様が外国株式信用取引を行える銘柄は、日本証券業協会が定める「銘柄選定等に係るガイドライン」の条件を満たした銘柄のうち、当社が別途定めるものとします。</u> <u>2. 前項の定めにかかわらず、当社が外国株式信用取引の受諾を停止することが必要であると判断し指定する銘柄については、お取引できないものとします。</u> <u>3. 上場廃止となりうる事実が公表又は予定された銘柄については、外国株式信用取引の受諾を停止し、お取引できないものとします。</u> <u>4. 合併、会社分割、株式交換、株式移転、被子会社化又はこれらに類するコーポレートアクションの実施が公表された銘柄については、外国株式信用新規の取引が一定期間停止される場合があります。</u>	<u>（新設）</u>
<u>第6条（規制銘柄注文の失効）</u> <u>1. お客様の取引注文について、第5条第2項ないし第4項が適用された注文については、失効するものとします。</u>	<u>（新設）</u>
<u>第7条（建玉の制限）</u> <u>1. 外国株式信用取引による同一銘柄及び全建玉（外国株式信用取引における未決済の約定をいいます。以下同じ。）の建玉上限は、当社が定める範囲内とします。</u>	<u>（新設）</u>

<u>第8条（取引数量）</u> <u>1. お客様が委託保証金により有価証券の買付けの取引注文を行える数量は、当社が定めるものとします。</u>	<u>（新設）</u>
<u>第9条（差入保証金、受入保証金）</u> <u>1. お客様は、外国株式信用取引を行うにあたっては、発注時に前もって約定金額に対応する保証金（以下、「差入保証金」といいます。）を当社に差し入れるものとします。なお、差入保証金には利息は付きません。</u> <u>2. 前項の差入保証金は、金銭で差し入れるほか、別途当社が指定する有価証券（以下、「代用有価証券」といいます。）をもってこれに代えることができるものとします。なお、当社の外国株式信用取引では円貨を委託保証金として差し入れることはできませんので、為替取引により円貨を米ドルに換えていただく必要があります。</u> <u>3. 代用有価証券の差入保証金への換算については、別途当社が定めるものとします。</u> <u>4. お客様からの米ドルの預かり金（現金保証金部分をいいます。）は、原則として、差入保証金として差し入れるものとします。</u> <u>5. 外国株式信用取引を新規に行うにあたり必要となる受入保証金の最低額（以下、「最低必要保証金」といいます。）は、取引金額の50%相当額とします（建玉金額に対する、受入保証金の割合を「預託率」といいます。）。また、最低必要保証金の最低金額は30万円相当額を下回らない範囲で当社が定める米ドル額以上の金額とします。ただし、当社が預託率の規制又は変更を行った銘柄については、この限りではありません。</u>	<u>（新設）</u>

ん。 6. <u>受入保証金及び預託率の計算式は以下の通りです。</u> <u>受入保証金 = 差入保証金 - (建玉評価損 + 建玉諸経費 (注文中のものを含みます。)) + 未受渡建玉決済損益</u> <u>預託率 (%) = 受入保証金 ÷ (建玉代金合計 + 注文中建玉代金合計) × 100</u> 7. <u>預託率又は最低必要保証金は、制度の変更又は当社の判断により変更される場合があります。</u> 8. <u>用語の定義は以下の通りです (以下同じ。)</u> ・「<u>差入保証金</u>」とは、<u>現金保証金 (米ドル) に代用有価証券の時価総額に代用掛目を乗じた額を加えたものです。</u> ・「<u>現金保証金 (米ドル)</u>」とは、<u>お客様が当社に差し入れた現金 (決済損益分を含みます) から発注充当金、その他拘束金 (出金予約、譲渡益税、配当落ち調整金等) を引いたものです。</u> ・「<u>預かり金 (米ドル)</u>」とは、<u>現金保証金 (米ドル) に発注充当金、その他拘束金 (出金予約、譲渡益税、配当落ち調整金等) を加えたものです。</u> ・「<u>建玉諸経費</u>」とは、<u>取引手数料、外国株式信用取引事務管理費、外国株式信用取引名義書換料、外国株式信用取引金利、その他費用等の合計となります。</u> 9. <u>反対売買による利益が生じた場合、決済日に当該利益額を委託保証金として差し入れるものとします。</u> <u>第 10 条 (代用有価証券の取扱い)</u> 1. <u>お客様は、当社が代用有価証券として不適格と判断したものを除</u>	<u>(新設)</u>
---	--------------------

<u>き、当社でお預かりするお客様の株券、ETF（上場投資信託）、REIT（不動産投資信託）及びETN（上場投資証券）（この項において、これらを総称して「株券等」といいます。）であって、国内の取引所金融商品市場に上場されている株券等及びアメリカ合衆国に所在する適格外国金融商品市場に上場されている株券等はお客様の指示により代用有価証券として差し入れるものとします。</u>	
<u>第 11 条（最低必要保証金の維持）</u> <u>1. お客様は、受入保証金の額が最低必要保証金（預託率 50%又は 30 万円相当額を下回らない範囲で当社が定める米ドル額以上の金額）を下回った場合、新規建注文を行えないものとします。ただし、代用有価証券により差入保証金を差入れている場合、受入保証金の換算額は、差入れ後の相場の変動による計算上の損失額等を考慮し計算した額を基に計算されるものとします。</u> <u>2. 引け後に前項の計算を行い、受入保証金の額が最低必要保証金を下回っているにもかかわらず未約定の現物買い注文及び信用新規建注文が存在する場合、翌営業日の寄付前に当該注文は取り消されます。</u>	<u>(新設)</u>
<u>第 12 条（最低預託率）</u> <u>1. 最低預託率は 30%（30 万円相当額を下回らない範囲で当社が定める米ドル額以上の金額）とします。</u> <u>2. 預託率が 30%を下回った場合又は、受入保証金が 30 万円相当額を下回らない範囲で当社が定める米ドル額を下回った場合は、お客様は、下回った日の翌々営業日の 15 時 30 分までに、必要保証金額を上回するために必要な額の追加保証金（追証）を、当社からの請求の有無に関わら</u>	<u>(新設)</u>

<u>ず所定の額の建玉を決済するものとします。</u> <u>3. 追加保証金は、発生日の7時25分頃に仮の判定を行い、翌朝の処理にて確定いたしますので、必ずお客様ご自身でご確認ください（原則として、当社より電話連絡等は致しませんのでご注意ください。）。追加保証金が発生した場合には、取引ツール又は、当社からのメールで金額をご連絡します。</u> <u>4. 第2項に定める差入期限までに追加保証金の差し入れがない場合（追加保証金の差し入れ後も預託率が30%以上とにならない場合を含みます。）、又は所定の額以上の建玉の決済がない場合、当社はお客様に通知することなく、お客様のすべての未決済建玉を任意に処分することができるものとします。また、その際、損失が発生し、かつ不足金が発生した場合には、当社はおお客様の代用有価証券をおお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。</u> <u>5. 前項に定める弁済充当の結果、残債務がある場合には、お客様は当社に対して速やかに当該残債務の弁済を行うものとします。</u> <u>6. 第1項の最低預託率は、制度の変更又は当社の判断により変更される場合があります。</u>	
<u>第13条（新規建注文）</u> <u>1. 外国株式信用取引による新規建注文は、「建玉可能額」の範囲内で行うことができます。ただし、第7条及び第8条に定める上限を超えることとなる新規建注文は行えません。</u> <u>2. 「建玉可能額」は、取引ツールにて確認するものとします。</u> <u>3. 「建玉可能額」は、新規建玉に充当できる額のこと、保証金の余</u>	<u>（新設）</u>

<u>力を基に計算します。</u> <u>＜保証金の余力計算＞</u> <u>・受入保証金＜最低必要保証金の場合、「受入保証金－最低必要保証金」</u> <u>・受入保証金≥最低必要保証金の場合、「受入保証金－必要保証金」</u> <u>なお、「必要保証金」とは、個々の建玉代金に保証金率（50％）を乗じた額となり、計算式は以下の通りです。ただし、建玉代金がない場合は必要保証金は0となります。</u> <u>・「必要保証金」＝（建玉代金×50％＋建玉代金（注文中）×50％＋建玉代金（品受）×50％）</u> <u>5. 規制措置が実施された銘柄又は当社独自の判断により規制した銘柄については、新規建注文を規制するほか、当該規制前に発注された未約定の新規建注文を取り消す場合があります。</u> <u>第14条（返済注文、返済期日）</u> <u>1. お客様は外国株式信用取引口座での外国株式信用取引は、原則として期日を定めないものとします。なお、当社では、返済注文は全て建玉を指定していただきます。約定した後に指定した建玉を変更することはできません。</u> <u>(1) 反対売買</u> <u>買建の場合は売返済を行い差金決済していただきます。預託率に関係なく行うことが可能です。</u> <u>(2) 品受</u> <u>「品受」とは、買建玉に対する買付代金を支払うことにより現物株式等を受け取るとをいいます。買付代金は、「買建値×品受数+諸費用」と</u>	<u>(新設)</u>
--	--------------------

<u>なり、「買付可能額」の範囲で品受を行うことができます。「買付可能額」は取引ツールにてご確認ください。また、当社では品受を行うと代用適格の株式等は代用有価証券となります。</u> <u>4. 以下に記載する措置に該当した場合は、当初の返済期日にかかわらず、返済期日が繰り上げとなる場合があります。</u> <u>(1) 上場廃止（合併・株式交換・株式移転などによるものを除きます。）</u> <u>上場廃止銘柄の最終売買日の前営業日を決済期限とします。また、代用有価証券が上場廃止基準に該当した場合、その該当した日の翌営業日から代用有価証券の対象から除外します。</u> <u>(2) 上場廃止（合併・株式交換・株式移転などによるもの）</u> <u>合併・株式交換・株式移転による上場廃止銘柄の最終売買日の前営業日を決済期限とします。</u> <u>(3) 株式併合</u> <u>株式併合銘柄の権利付最終売買日の前営業日を決済期限とします。</u> <u>(4) その他</u> <u>当社独自の判断により、一定の催告期間を設定（ただし、緊急且つやむを得ない事由がある場合は、催告期間を置かないことができるものとします。）したうえで、返済期日を当社が定める日に繰り上げできるものとします。</u> <u>5. お客様が外国株式信用取引の建玉を保有したまま海外に居住していることが判明した場合には、返済期日を当社が定める期日に変更できるものとします。</u> <u>6. お客様の取引について口座名義人ご本人様以外の第三者が行って</u>	
--	--

<u>ることが判明した場合は、返済期日を当社が定める期日に変更できるものとします。</u> <u>7. お客様が死亡した場合又は取引の継続が困難であると当社が認めた場合、お客様は外国株式信用取引に係る債務について期限の利益を失い、当社はお客様の口座においてすべての外国株式信用建玉を任意に反対売買又は品受を行えるものとします。</u> <u>第15条（米ドル不足金）</u> <u>1. 外国株式信用取引の損金等により米ドルの不足金が生じた場合、原則としてお客様は米ドルの不足金発生日の翌営業日 13 時 30 分までに為替取引（円売りドル買い）を行い、当該不足金に充当するものとします。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、外国株信用取引口座に差し入れられている米ドルの委託保証金と預り金の合計額がマイナスの場合、当社はお客様に通知することなく、任意の為替取引を行い、当該不足金に充当することができるものとします。</u> <u>3. 第1項の場合において、所定の日時までに不足金の充当がないときは、当社はお客様に通知することなく、未決済建玉の決済、代用有価証券若しくは預り有価証券の任意の処分、またはそのすべてを行い、適宜債務の不足金に充当することができるものとします。</u> <u>4. 前項の場合において、すべての未決済建玉の決済並びにすべての代用有価証券及び預り有価証券を処分してもなお米ドルの不足金が生じている場合（米ドル預り金がマイナスの場合）、原則として当社はお客様に通知することなく、任意の為替取引を行い、それを適宜債務の不足金に充当することができるものとします。</u>	<u>（新設）</u>
---	--------------------

<u>第 16 条（債務不履行）</u> 1. お客様が本約款に定める履行期日を過ぎても債務を履行しない場合、当社は、請求により、履行期日の翌日から債務全額の支払いに至るまで、年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受けるものとします。	<u>（新設）</u>
<u>第 17 条（取引手数料）</u> 1. 当社は外国株式信用取引の執行に関して、当社が別途定める取引手数料を徴収するものとします。	<u>（新設）</u>
<u>第 18 条（外国株式信用取引事務管理費）</u> 1. 当社は外国株式信用取引の建玉に対して、当社が別途定める外国株式信用取引事務管理費を徴収するものとします。	<u>（新設）</u>
<u>第 19 条（外国株式信用取引名義書換料、その他費用等）</u> 1. 当社は外国株式信用取引の建玉に対して、別途当社が定める信用取引名義書換料、その他費用を徴収するものとします。なお、外国株式信用取引名義書換料は、買建玉について、権利付最終売買日と権利落ち日をまたいで建玉を保有した場合に徴収するものとします。	<u>（新設）</u>
<u>第 20 条（外国株式信用取引金利）</u> 1. 外国株式信用取引に関する金利は、当社が別途定めるものとします。	<u>（新設）</u>
<u>第 21 条（外国株式信用取引配当金）</u>	<u>（新設）</u>

1. <u>権利付最終売買日をまたいで建玉を保有している場合、外国株式信用取引配当金の受払いが発生する可能性があります。なお、外国株式信用取引配当金の受払いは、源泉徴収相当額が控除された後の金額（以下、本条において「外国株式信用取引配当金相当額」といいます。）によって行われます。また、お客様の受払いは、発行会社の配当実施まで猶予されますが、当社は、権利落ち日以降、当社の定める予想信用取引配当金の引出しを制限すること（以下、本条において「引出し制限」といいます。）ができるものとします。</u> 2. <u>権利付最終売買日をまたいで買建玉を保有していたお客様は、発行会社の配当実施後に当社から外国株式信用配当金相当額を受け取ることとなります。</u> 3. <u>第1項及び第2項の信用取引配当金の受払いを行う日は当社が別途定めるものとします。</u> 4. <u>引出し制限の解除は、外国株式信用取引配当金の受払いが行われた日、又は当社が別途定める日とします。</u>	
<u>第22条（出金）</u> 1. <u>出金については、証券取引約款第30条に準じるものとします。</u> 2. <u>出金は円貨のみの取扱いとなります。</u>	<u>（新設）</u>
<u>第23条（株主優待や議決権行使等について）</u> 1. <u>お客様が外国株式信用取引にて買付けた信用建玉に関しては、株主優待や議決権行使等の株主権利を得ることはできません。</u>	<u>（新設）</u>
<u>第24条（代用有価証券の出庫）</u>	<u>（新設）</u>

1. <u>代用有価証券の出庫は、証券取引約款第 28 条第 1 項 (2) 及び同第 2 項に準じるものとします。</u> 2. <u>前項にかかわらず、お客様から「一般口座振替依頼書」又は「特定口座内保管上場株式等移管依頼書」を当社が受け付けた時点で、預託率が 50%、又は 30 万円相当額を下回らない範囲で当社が定める米ドル額以上の金額を受入保証金の下回る場合、あるいは出庫により預託率が 50%、又は 30 万円相当額を下回らない範囲で当社が定める米ドル額以上の金額を受入保証金の下回る場合には、出庫をお受けできません。</u> <u>第 25 条 (外国株式信用取引利用の禁止・解約)</u> 1. <u>お客様が、法令・諸規則、証券取引約款、本約款、外国株式信用取引ルール又は「外国株式信用取引口座設定約諾書」の各定めに違反、若しくは抵触する疑いが濃厚であると当社が判断したとき、並びにお客様の資産状況及び取引状況（取引銘柄の状況を含みます。）に鑑み当社がお客様の取引を禁止すると判断したとき、その他やむを得ない事由が生じたものと当社が判断したときは、当社は直ちにお客様の外国株式信用取引の利用の制限若しくは禁止をすることができるものとします。この場合、お客様は直ちに期限の利益を喪失し、当社の任意でお客様の保有建玉を決済できるものとします。</u> 2. <u>お客様より、別途当社が定める方法により外国株式信用取引口座解約の申し入れがあった場合、当社は速やかに外国株式信用取引口座の閉鎖手続きを行うものとします。ただし、お客様の外国株式信用取引口座に未決済の建玉が残存する場合はこの限りではありません。</u> 3. <u>外国株式信用取引口座の解約については、証券取引約款第 47 条を準用するものとします。</u>	<u>(新設)</u>
--	--------------------

<u>第 26 条（届出事項）</u> <u>1. お客様は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）及び個人番号等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。</u> <u>第 27 条（届出事項の変更届出）</u> <u>1. お客様は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、個人番号等に変更のあったときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。</u> <u>2. 前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、お客様に損害が生じた場合には、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は免責されるものとします。</u> <u>第 28 条（準拠法及び合意管轄）</u> <u>1. 本約款の準拠法及び合意管轄については、証券取引約款第 54 条を準用するものとします。</u> <u>第 29 条（本約款の変更）</u> <u>1. 本約款の変更については、証券取引約款第 52 条を準用するものとします。</u> <u>以上</u> <u>令和 7 年 4 月 28 日 制定</u> 株式等振替決済口座管理約款	<u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 株式等振替決済口座管理約款
---	--

(第1条～第4条 省略) 第5条 (当社への届出事項) 1. <u>お客様が当社に登録した</u>住所、氏名又は名称、生年月日、個人番号並びに法人の場合における代表者、取引担当者、実質的支配者の氏名及び法人番号をもって、お客様の住所、氏名又は名称、生年月日、個人番号等とします。 (第6条～第45条 省略) 以上 <u>令和7年4月28日 改訂</u> 特定管理口座約款 (内容省略) 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 (内容省略) 非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款 (内容省略) 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 (内容省略) 以上	(第1条～第4条 省略) 第5条 (当社への届出事項) 1. <u>保護預り口座の設定申込書に押捺された印影及び記載された</u>住所、氏名又は名称、生年月日、個人番号並びに法人の場合における代表者、取引担当者、実質的支配者の氏名及び法人番号をもって、お客様の住所、氏名又は名称、生年月日、個人番号等とします。 (第6条～第45条 省略) 以上 特定管理口座約款 (内容省略) 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 (内容省略) 非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款 (内容省略) 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 (内容省略) 以上
--	--